

## 鈴鹿市見積説明書（オープンカウンター）

鈴鹿市（以下、「市」という。）の物品買入れにかかるオープンカウンター方式の見積合わせに参加される方（以下、「見積参加者」という。）は、鈴鹿市契約規則（以下、「規則」という。）、鈴鹿市電子入札等実施要綱（以下、「要綱」という。）及びその他関係法令を遵守するほか、下記事項を十分ご理解いただいた上、鈴鹿市電子入札システム（物品・役務）（以下「電子入札システム」という。）により参加してください。

### 1. 参加の基本的事項

見積参加者は、案件概要（\*）、仕様書、図面等をよく確認してください。関係書類等に疑義があるときは、説明を求めることができます。

\*: 鈴鹿市入札情報システムに掲載されています各見積案件の詳細を表示した際に「説明文書等 1 公告・掲示」の項目に添付された見積参加に関する条件・日程等が記載されているファイルを指します。

### 2. 見積参加資格

見積参加者は、案件公開日及び見積合わせの日において鈴鹿市入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されているほか、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 案件概要に記載された参加資格に関する事項（\*）を全て満たしていること。
- (2) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

\*: 電子入札システム上の営業品目と、案件概要に記載された業種が一致していない案件がありますが、参加条件としては案件概要に記載された業種になりますのでご注意ください。案件概要の業種欄が空白の場合、他の参加条件を満たしていればどの業種に登録されている方でも参加が可能です。

### 3. 見積の取消

- (1) 見積参加者は地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する場合は直ちに届けなければいけません。これに該当した方が行った見積は取り消します
- (2) 2. 見積参加資格を満たす方で、代表者又は受任者（委任を受けた者に限る。以下「代表者等」という。）を同じくする複数事業者（以下「重複者」という。）が見積に参加した場合、全ての重複者の見積を無効とします。

### 4. 旧 IC カードの使用

- (1) 名簿に登録されている見積参加者の名称や、IC カードの名義人である代表者等に変更があり、IC カードが失効する場合に、変更前の名称・代表者等の名義の IC カードの使用を希望する場合は、旧 IC カード使用届出書（※）を次のとおり提出してください。なお、旧 IC カード

を使用できるのは、三重県市町総合事務組合へ登録内容の変更を届け出た日から2か月以内に限りです。この期間を超えて旧 IC カードを使用したり、旧 IC カード使用届出書を提出せずに旧 IC カードを使用した見積は無効になります。

(2) 提出方法 FAX、E-mail、または直接持参することにより提出

(3) 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市技術監理契約課（市役所本館 10 階）

FAX : 059-382-9050 E-mail : gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

## 5. ID・パスワードによる見積参加

(1) IC カードを持っていない方で、入札への参加は希望せず、オープンカウンター方式の少額物品の見積合わせにのみ参加を希望する方は、ID（鈴鹿市ホームページに掲載してある利用者登録番号と同一です）と、パスワードを使用して見積合わせに参加することが出来ます。ID・パスワードでの見積参加を希望する場合は、電子入札システムパスワード設定申請書（※）を次のとおり提出してください。

ア. 提出方法 直接持参または郵送することにより提出

イ. 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市技術監理契約課（市役所本館 10 階）

(2) パスワードの設定完了後、鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されています FAX 番号（受任者がいる場合は受任者の FAX 番号）へ登録完了のお知らせを送付しますので、届きましたら、ID と設定したパスワードで利用者登録をした上で見積合わせに参加してください。

ただし、申請受付後、設定したパスワードが電子入札システムに反映できるまで時間がかかりますので、参加を希望する見積案件が公開された後でこの申請をされても、当該案件に電子入札システムを利用した参加はできない恐れがありますのでご了承ください。パスワードの設定及び利用者登録が間に合わない場合は、「8. 紙見積の承認」「9. 書面による見積書の提出方法」に記載の手続きを経た上で、書面により見積書を提出してください。

## 6. 同等品について

案件概要や仕様書等で「同等品可」の旨の表示のある物品については、基準品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の物品（以下「同等品」という）による見積参加が可能です。案件概要で同等品事前確認票の提出期限が記載されている案件で、同等品による見積参加を希望する場合は次のとおり事前に同等品認定を受けてください。

(1) 同等品事前確認票（オープンカウンター用）（※）を、案件概要に記載の締切日までに発注課へ提出（提出方法は発注課に確認してください。また、必要に応じてカタログ等の資料を添付してください）。

(2) 締切日までに提出された同等品事前確認票については、同確認票の「確認印」欄に、認定の場合は担当者の印を、不認定の場合は「否」の文字を記入して返送することにより通知します。なお、審査結果が見積書提出期限の前開庁日までに通知が届かない場合は、注課に確認してください。

(3) 認定された同等品で見積に参加する場合は、同等品事前確認票（発注課認定済）の写しを見積書に添付した上で、見積に参加してください。

## 7. 見積書の提出

- (1) 見積参加者は、電子入札システムを利用し、見積書提出期限までに見積書を提出してください。(ファイルの添付が必須ですので、案件概要に添付された見積内訳書に必要な事項(同等品で参加する場合は、必ず同等品記載欄も記載してください。)を入力して添付してください。なお、押印は不要です。)承認済の同等品事前確認票等、添付するファイルが複数ある場合は、圧縮して1つのファイルにした上で添付してください。
- (2) 書面での見積書提出による参加を希望される方は、「8. 紙見積の承認」「9. 書面による見積書の提出方法」に記載の手続きを行った上で見積書を提出してください。

## 8. 紙見積の承認

- (1) 見積参加者が、要綱第25条第3項の規定により紙見積による参加を希望する場合は、紙見積合わせ方式参加承認申請書(※)を次のとおり提出し、承認を受けてください。

### 紙見積合わせ方式参加承認申請書提出方法

ア. 提出方法 **FAX、E-mail、または直接持参することにより提出**

イ. 提出先 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市技術監理契約課

(市役所本館10階)

FAX 番号 : 059-382-9050

E-mail : gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

ウ. 提出期限 **見積合わせの日の前開庁日正午までに当課必着**

- (2) この申請の承認の可否の連絡は、受付日の翌開庁日までに提出された紙見積合わせ方式参加承認申請書に記載したものを以下の方法で返却することにより行います。ただし、紙見積による参加が承認された場合でも、参加資格を満たしていない方がした見積は無効になりますのでご注意ください。

### 連絡方法

ア. FAXで提出された場合 紙見積合わせ方式参加承認申請書に記載されたFAX番号に返送

イ. E-mailで提出された場合 送信元のE-mailアドレスへ返送

ウ. 直接持参することにより提出された場合 提出先窓口で返却

- ・電子入札システムの利用者登録が完了している方が、電子機器の故障等不測の事態が生じたことにより電子入札システムを使用できなくなり、提出期限までに紙見積合わせ方式参加承認申請書を提出できないときは、速やかに技術監理契約課に申し出てください。

## 9. 書面による見積書の提出方法

前述の規定により紙見積を承認された見積参加者は、書面による見積書(くじ番号あり)(※)及び案件情報内に掲載されている見積内訳書を添付して次のとおり提出してください。また、必要に応じて「見積書(銭あり、くじ番号あり)」を使用してください。

ア. 提出方法 **FAX、E-mail、または直接持参することにより提出**

イ. 提出先 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市技術監理契約課

(市役所本館10階)

FAX 番号 : 059-382-9050

E-mail : gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

ウ. 到着期限 見積合わせの日の前開庁日までに当課必着

(直接持参する場合は見積合わせの日の前開庁日 17 時まで)

10. 見積書の金額について

見積参加者は、指示のない限り消費税及び地方消費税を除いた金額(免税事業者にあつては、契約希望金額の 110 分の 100 (\*) に相当する金額)を見積金額としてください。また、契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。(単価契約で、見積金額が円未満まであるものを除く)

\*: 軽減税率対象物品については契約希望金額の 108 分の 100、非課税対象物品については契約希望金額

11. 添付書類について

(1) 電子入札システムを利用して資料を提出する際の電子ファイルの容量は、3MB を上限とします。

(2) 電子ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、ZIP 形式に限り、自己解凍方式(EXE 形式)は認められません。

12. 見積合わせについて

(1) 見積合わせの日は案件概要を参照してください。

(2) 見積回数は 2 回を限度とします。2 回目の見積を実施する場合は、電子入札システム又は FAX により通知します。

(3) 提出した見積書の書換え、引換え、又は撤回はできません。ただし、見積書の到達後から見積合わせの日の前開庁日 17 時まで限り、書面で「見積辞退届(※)」を提出して見積の参加を辞退することができます。

13. 仕様に関する質問

(1) 見積参加者は、案件概要で指定した質問提出可能期間に、仕様書に関する質問を FAX 又は電子メールにより提出することができます。この期間内に質問が提出された場合、見積合わせの前開庁日までに、質問及び回答を入札情報システムに掲載します(\*)。

(2) 質問を提出する場合は、質問書兼回答書(※)を使用し、提出してください。

(3) 提出先 鈴鹿市技術監理契約課

FAX 059-382-9050

E-mail gjjutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

14. 公正な見積の確保

見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってははいけません。

15. 見積合わせの中止等

(1) 見積参加者が連合し、又は不穏の言動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合わせに参加させない、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは中止することがあります。

(2) 天災、その他やむを得ない理由により見積合わせを行うことができないときは、当該見

積合わせを延期、又は中止することがあります。

- (3) 見積合わせを延期し、停止し、若しくは中止し、又は紙見積合わせに変更するときは、電子入札システム又は入札情報システムにより見積参加者に通知します。ただし、これにより難しいときは、市ホームページ、電話又はFAX等により通知します。
- (4) 見積合わせの中止が決定した場合、既に当課に到着した見積書は返却しません。

#### 16. 見積の無効及び再度見積参加の制限

(1) 次のいずれかに該当する見積は無効とします。

- ア. 見積に参加する資格がない方や、見積書提出後に見積に参加する資格を満たさなくなった方がした見積
- イ. 同一案件の見積について2つ以上提出された見積
- ウ. 同一案件の見積について他の代理人を兼ねたり、2人以上の代理をした方の見積
- エ. 見積書の氏名、金額、その他の要件が不明な見積又は記名（又はそれに相当する電磁的記録）がされていない見積
- オ. 見積金額の表示を改ざんしたり、見積金額を欠いたり訂正した見積
- カ. 見積書提出期限までに市に届かなかった見積
- キ. 見積書に指定された項目を入力しなかったり、不要な項目を入力した見積
- ク. 電子証明書の不正な使用があった見積
- ケ. 見積及び契約権限がない方のICカードを使用して行った見積
- コ. 内訳書等の必要書類が添付されていない、又は内容に不備のある見積
- サ. 見積に際して虚偽の申請、偽りまたは連合等の不正行為があったと認められる見積
- シ. 重複者がした見積（代表者を同じくする2以上の見積参加者がした見積）
- ス. 規則、要綱、又は見積に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった方の見積

(2) 見積参加者のうち、次のいずれかに該当する方は再度見積には参加できません。

- ア. 前述の規定により無効となる見積をした方
- イ. 初度の見積に参加しなかった方

#### 17. 見積結果の公表

- (1) 契約候補者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積った方とします。契約候補者が決定した場合は、電子入札システムで見積参加者に見積結果を通知しますが、発注を約束するものではありません。
- (2) 見積結果については、入札情報システムにおいても公表します。

#### 18. 同価見積のくじ

契約候補者となるべき同価格の見積をした方が二人以上いるときは、電子入札システムを用いて行う抽選方法によるくじを行い、契約候補者を決定します。

#### 19. 異議の申立

見積参加者は、見積後、この説明書、見積関係書類及びその他の見積条件の不知又は不明を理由に異議を申し立てることができません。

## 20. 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積合わせに参加するにあたり、次の各号に掲げる事項を誓約することとします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、見積参加者が不利益を被ることとなっても、一切申し立てはできません。誓約にあたっては、見積書の提出をもって、誓約したものとします。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- (3) 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

※各種様式は次の場所からダウンロードしてください。

### 【掲載先】

鈴鹿市ウェブサイト

トップページ>産業・しごと>入札・契約・検査・技術管理>入札・契約情報

>入札・契約の手続き等>入札・契約に関する書類(物件)